

一時預かり事業のご案内

～令和5年度分～

<一時預かり事業とは>

一時預かり事業とは、保育所等を利用していない保護者の疾病・入院、育児疲れ解消などの理由により、緊急・一時的に保育を必要とする児童に対する保育です。

利用は、原則として、ひと月連続1週間が限度です。（特別な理由により町長が必要と認める場合は2週間が限度となります。）

なお、「集団に慣れさせれるため」「遊ぶ場所がないから」「友達がいない」などの理由では利用できません。

<実施施設一覧表>

施設名	実施日	対象年齢	利用時間	電話番号
みどり保育園	月～金	2歳児～4歳児	8:45～16:45	088-699-5075
きららこども園	月～金	1歳児～2歳児	9:00～17:00	088-699-3886
松茂ひまわり保育園	月～金	1歳児～3歳児	9:00～16:30	088-699-6610
まつしげ子ども園	月～金	1歳児～3歳児	9:00～17:00	088-699-3160

※ 対象年齢：令和5年4月1日時点での年齢であてはめてください。

※ アレルギー等についてはお問合わせください。

<対象>

- ・ 松茂町に住民票があり保育園、幼稚園に通っていない就学前児童で、集団保育が可能な児童
- ・ 出産のため、町内に里帰りする家庭の就学前児童

<利用料>

- ・ 1日 …………… 1,800円 ※ 1時間以上利用した場合は半日料金が発生します。
- ・ 半日（4時間以内） …… 900円 ※ 半日利用は午前だけの利用となります。

<申請について>

- ・ 受付期間
 - 令和5年4月当初からの利用を希望する場合
令和5年2月13日（月）～24日（金）の期間内に申請してください。
 - 令和5年4月以降の利用を希望する場合
利用希望の1ヶ月前頃から随時受付をいたします。
- ・ 申請方法
事前に希望する施設にご相談の上、【一時預かり事業利用申請書】を希望する施設に提出してください。

* 希望する施設や時期、日数等によっては、受入が困難な場合があります。予めご了承ください。

松茂町福祉課・保育担当

TEL 088-699-8713